



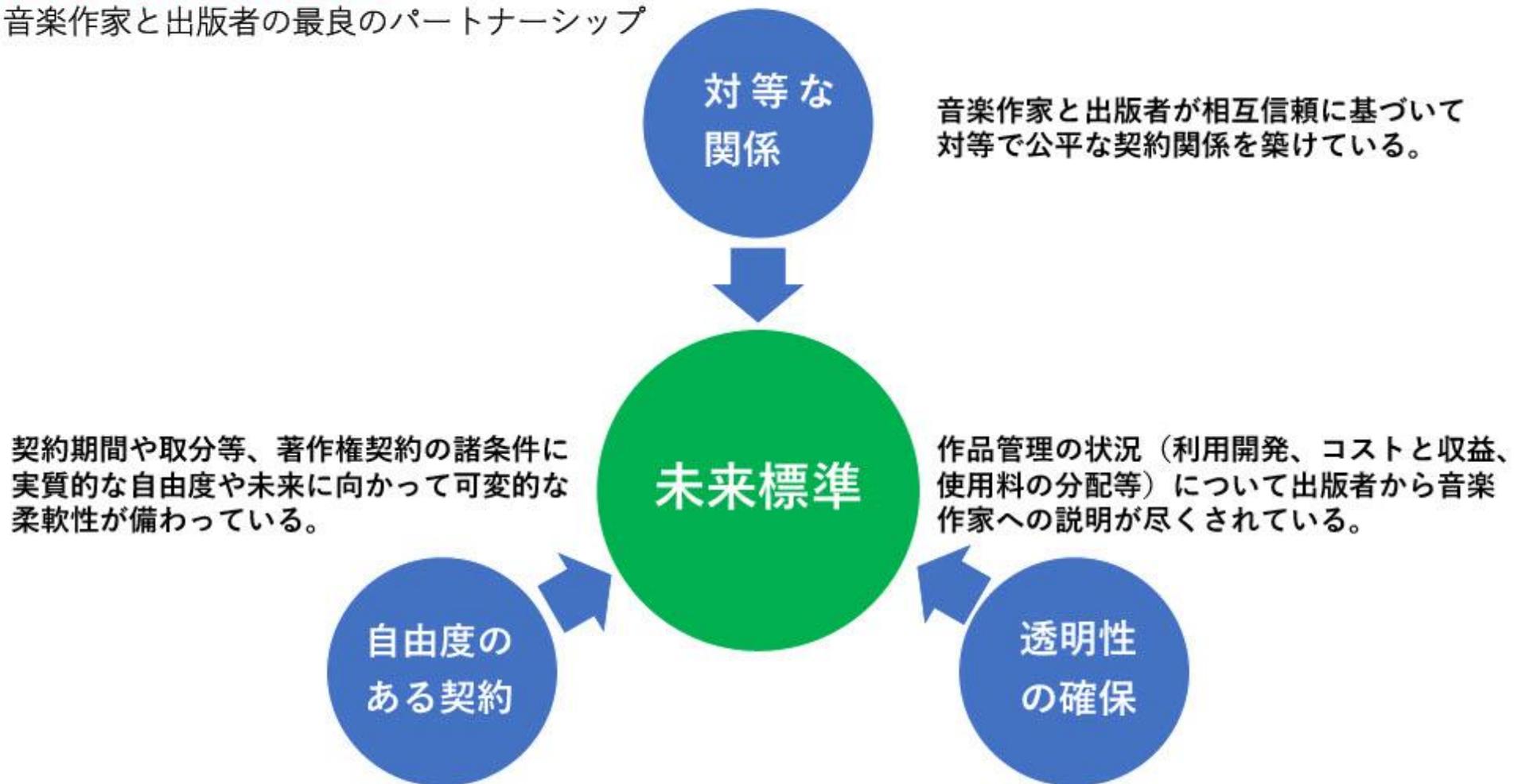
音楽出版社と最良のパートナーシップを作る方法

～契約での「対等性」「自由度」「透明性」を確保するために～

Field-R法律事務所
弁護士 山崎卓也

FCAが考える未来標準

音楽作家と出版者の最良のパートナーシップ



MPAが2024年度定時総会で会員社に「音楽出版社と作家のより良いパートナーシップの実現にむけて」を説明

6月14日、MPA(一般社団法人日本音楽出版社協会)は2024年度定時総会を開催し、議案審議終了後、稲葉豊MPA会長から「音楽出版社と作家のより良いパートナーシップの実現にむけて」について説明がありました。稲葉会長は「作家との契約締結の際により丁寧なコミュニケーションを図ることが、最良のビジネスパートナーとして、よりよい関係を築いていくことになるので、契約担当者をはじめとして各社で配慮してほしい」旨の依頼をされました。

MPAとは音楽作家と音楽出版社が抱える様々な課題について2023年11月から定期的に意見交換をおこなっており、今後も継続的にコミュニケーションを図って両者の課題解消に取り組んでいきます。



MPA稲葉会長によるご挨拶

写真引用:MPAホームページ<https://mpaj.or.jp/news/16593>より



MPA定時社員総会の様子はこちら
<https://mpaj.or.jp/news/16593>



「音楽出版社と作家のより良いパートナーシップの実現にむけて」はこちら
https://mpaj.or.jp/wp-content/uploads/2024/06/MPA_partnership.pdf

(裏面に全文を掲載)

EUデジタル単一市場著作権指令に見る「パートナーシップ」的思想

- ・ 適切かつ比例的な報酬の原則
権利者への報酬は、適切妥当なものでなければならない(前文73、18条)
- ・ 透明性の確保義務 (19条)
権利者に少なくとも年1回、定期的に利用状況等の報告をする等の義務
- ・ 当初の契約で定められた報酬が妥当なものでなくなった場合は、契約を修正できる＝追加報酬請求できるようにする制度の確保 (20条)
- ・ 一定の場合に契約自体を取り消すことができる制度 (22条)

いかに「ウィン・ウィン」の状況を作っていくか

いかに利用開発が活発に行われる状況を作っていくか、という発想

(同著作権指令の和訳は https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_1_index_02.html 参照)

そこにパートナーシップはあるか

～欧州作家連盟ECSAの2025年1月の報告書より～

- ・ 適切かつ比例的な報酬の原則 (第18条) との関係で、特に映像作品に楽曲を提供する作家が権利を侵害される2つの有害な慣行として「バイアウト契約」と“Coercive Publishing”つまり「強制的な出版権譲渡」が問題だと指摘
- ・ その解決策として以下を含む7つを提言
 - EU著作権指令19条(透明性義務) による作家への利用状況等開示の徹底
 - こうした慣行を防止するためのモデル契約、団体協約の促進
 - こうした慣行が水面下で行われた場合の規制当局等への匿名通報制度整備
 - 作家がこうした契約慣行から身を守るための教育イニシアティブの促進

<https://composeralliance.org/news/2025/1/ecsa-publishes-report-on->

そこにパートナーシップはあるか ～ECSA報告書が指摘する「強制的出版権譲渡」～

(以下、報告書17頁“Pseudo-publishing”の自動翻訳)

- ・ 作家が偽出版社(「プロデューサー-出版社」「放送局-出版社」)から、無償または少額の支払いのみで、出版権を譲渡するように要求され、それによって本来受け取るべき印税の30～75%を失っている
- ・ 彼らは基本的に、著作物を他の作品で適切に利用したり、他の利用のために楽譜を出版したりすることなく、著作権使用料の一部を受け取ることで、その活動を「権利の奪取」に限定している。
- ・ 調査対象となった作家の70%が、彼らの作品が映像作品での最初の使用を超えて再利用されることはないと述べており、65%が、楽曲がオンライン配信にあげられていないと報告し、97%が楽譜出版されていないと報告している
- ・ 回答者の74%は、彼らの作品の利用とプロモーションに関する情報を含む義務的な年次報告書を提供されていない。つまり、透明性に関する義務を遵守していない
- ・ 偽出版は、不公正な競争を生み出し、出版社の役割を作品を適切に利用できない単なる「権利を奪う」存在となることで、善良な出版社にも害を及ぼす

FCAが考える未来標準

音楽作家と出版者の最良のパートナーシップ

互いが「ウィン・ウィン」になる
パートナーシップ関係

対等な
関係

音楽作家と出版者が相互信頼に基づいて
対等で公平な契約関係を築けている。

未来標準

契約期間や取分等、著作権契約の諸条件に
実質的な自由度や未来に向かって可変的な
柔軟性が備わっている。

作品管理の状況（利用開発、コストと収益、
使用料の分配等）について出版者から音楽
作家への説明が尽くされている。

自由度の
ある契約

契約に選択肢がある
パートナーシップ関係

透明性
の確保

情報が対等に共有される
パートナーシップ関係

音楽出版社の役割（第1回目のおさらい）

1. 著作権使用料の徴収/分配～アドミニストレーション
国内外からの正確な徴収のための管理、登録、監査等
→著作権管理団体、サブパブリッシャーその他
2. 作家の代理人としての交渉、利益の最大化
→複数作家、サンプリングの際の交渉など
3. 作家のキャリア開発～A&R
4. カタログの利用開発～カバー、サンプル等再利用

出版ビジネスにおける作家の選択肢(おさらい)

大きく3つ

- アドミニストレーションのみの委託ー「コレクション」のみの委託も
- パートナーシップ型ー共同出版など
- 「伝統」型ー著作権譲渡契約(専属契約/一回型契約)

出版社がアドバンス(創作活動のための資金名目のものもあり)を支払う例も多い(管理団体も)

果たす役割/リスクによって手数料も変わる

事例1・海外のパートナーを探す

- 作曲家Aさんは、ある海外のアーティストの曲をコライトしたところ、当該楽曲がヒットしたため、海外の音楽出版者と契約することになり、2社から以下のオファーを受けました。

(X社) 共同出版契約・出版者手数料25%＋アドバンス

(Y社) アドミン契約・出版者手数料15%

- 両者のオファーを比較検討するためには、どのような視点が重要でしょうか。

事例1・海外のパートナーを探す～検討の視点～

- 何の業務をやってくれるのか。
 - 著作権使用料の徴収
 - クリエイティブサポート、人脈強化、新規案件獲得
 - その他カタログ利用開発
- 料率は？
- 期間は？
- 対象地域は？
- アドバンスの金額？
- 利用開発状況開示義務？利用しない場合の解除権？
- 契約更新拒絶が普通にできるか？それとも。。。

Admin契約の例

- 手数料は10-15%が多い、バリエーションあり。アドバンスが払われる例もあり
- シンクロ、カバー、コライト、コラボなどの案件を持ってきた場合は、出版社の取り分が10%増えるなどのパターンも
- 特定の利用については、作家の事前承諾を必要とする例（アルコール、タバコ関連のCMなど）
- 期間は3年から5年が多い（アドバンスがリクープするまで延長するケースも）

事例2・楽曲作成依頼のケース

- 作曲家Aさんは、B放送局からアニメ番組の楽曲制作を依頼され、納品しました。ところが、その後、B局から、一方的に、当該楽曲に関する著作権はC音楽出版社(B局の子会社)の管理とすることを要請されました。Aさんは、当該楽曲の著作権管理については、別のD音楽出版社と契約したいと思っていたので、それは困ると異議を申し出ましたが、B局からは「C音楽出版社に管理させることが受け入れられないのであれば、今後は、Aさんに仕事を発注することはありません」と言われました。そのため、Aさんは、条件を受け入れざるを得ませんでした。

また、これまでもAさんは、B局から放送番組の楽曲制作委託を受けた場合に、以下のような条件を提示される場合があり、異議を申し述べると取引の停止を示唆されたため、やむを得ず要請に従いながら取引をしていました。

- (ア) 当該楽曲の著作権を無償譲渡すること。
- (イ) 当該楽曲の著作権収入につき〇年間、1/〇を配分すること。
- (ウ) 当該委託契約の対価を著しく低額とすること。
- (エ) 当該楽曲以外の曲(当該楽曲のカップリング曲やアルバム)の著作権収入についても、上記(イ)と同様に一定の著作権収入を配分すること。

～上記は、総務省「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン(第8版)掲載の事例を一部アレンジしたものです～

事例2・楽曲作成依頼～下請法・フリーランス法からの検討

- 一方的に著作権の譲渡や、著作権収入の配分を求める場合、及び無償で、Aに対して当該楽曲以外のカップリング曲やアルバム曲の著作権収入の配分を求める場合は、下請法上、フリーランス・事業者間取引適正化等法上、「不当な経済上の利益の提供要請」として問題となるおそれ
- 対価について、一方的に通常の対価に比べて著しく低い対価を決定する場合には、「買ったたき」として、下請法上、フリーランス・事業者間取引適正化等法上問題となるおそれ
- 収益配分を決める場合も、一方的に決めるのではなく十分協議をした上で、クリエイターの努力に対して、正当な権利・利益を十分配慮して取引をするなど、より公正で透明な取引の適正化を図っていく必要がある。
- さらに、当該楽曲に関する著作権をC音楽出版社(B局の子会社)が管理するよう要請する行為については、Aが異議を申し出たにもかかわらず、条件を飲まなければ今後の取引の停止を示唆することにより、Aが要請の受入れを余儀なくさせられるような場合には、独占禁止法上「優越的地位の濫用」に該当するおそれがある。

事例2・楽曲作成依頼～書面による取引条件の明示

取引条件として明示すべき事項は9つ。

- ①給付の内容
 - 権利譲渡・利用許諾は含まれているか。いるとして条件は明示されているか
 - 採用されなかった楽曲・音源の取扱い
- ②報酬の額
 - 受託業務の対価として適正か？委託費、Hold Feeなど
 - 著作権の印税が払われる場合であっても、受託業務の対価が低ければ「買ったたき」の可能性
- ③支払期日
 - 著作権譲渡/利用許諾部分と、情報成果物作成委託の部分を分ける（後者について60日）
- ④業務委託事業者・フリーランスの名称 ⑤業務委託をした日
- ⑥給付を受領する日/役務の提供を受ける日
- ⑦給付を受領する場所/役務の提供を受ける場所 ⑧（検査をする場合）検査完了日
- ⑨（現金以外の方法で報酬を支払う場合）報酬の支払方法に関して必要な事項

利用開発されていない場合等一作家のオプション

Reversion条項（利用開発されていない場合の返還）

一定期間（例えば2年）、一定の利用（レコードとしてのリリースまたはシンクロ）がない場合は、一定期間の通告をした上で、作家側に権利が戻るという条文を定める例

- If none of the uses referred to in the clause above has taken place in any part of the Territory in respect of such Composition within a further period of three (3) months after the date of receipt by the Publisher of such notice then at the expiration of such further period of three (3) months all rights hereby assigned to the Publisher in respect of such Compositions are hereby automatically re- assigned to the Writer and the Writer shall have no further recourse whatsoever against the Publisher in respect of such Composition... (英国 Musicians' Unionのひな形”SPECIMEN PUBLISHING AGREEMENT”から引用)

Hold Feeという慣習

- その他、Development Fee、Master Points、Tracks/Stems feeなど他の補償手段も ECSA（EUROPEAN COMPOSER & SONGWRITER ALLIANCE）が提唱

透明性に関する義務の重要性

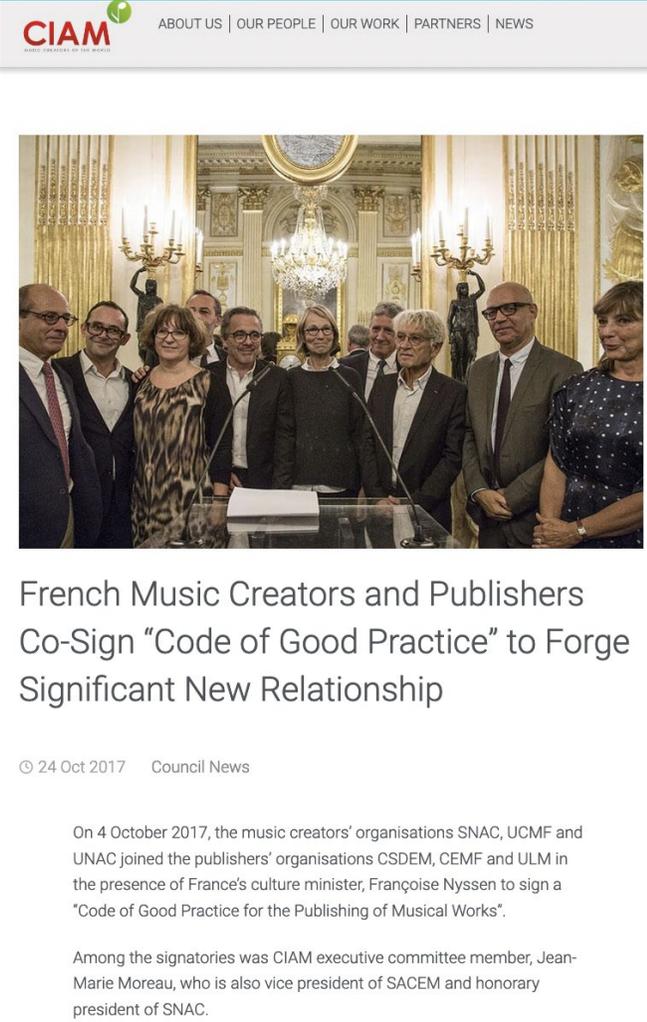
フランスの“Code of Good Practice”

2017年にフランスの作家団体と音楽出版社団体で合意

- 知的財産法L.132-12に従った“permanent and sustained exploitation and commercial dissemination”が義務
- Permanent and sustained exploitation and commercial dissemination are not considered to be ensured if the only exploitation undertaken is the dissemination of the audiovisual work for which the musical work was specially created.

公表後5年、その後最大3年毎に、作家は出版社の利用開発が十分でないと考える場合、改善計画の提出を求めることができ、出版社の対応次第では契約を解除することもできる

<https://ciamcreators.org/Newsroom/council-news/french-music-creators-and-publishers-co-sign-code-good-practice-forge>



CIAM ABOUT US | OUR PEOPLE | OUR WORK | PARTNERS | NEWS

French Music Creators and Publishers Co-Sign “Code of Good Practice” to Forge Significant New Relationship

© 24 Oct 2017 Council News

On 4 October 2017, the music creators’ organisations SNAC, UCMF and UNAC joined the publishers’ organisations CSDM, CEMF and ULM in the presence of France’s culture minister, Françoise Nyssen to sign a “Code of Good Practice for the Publishing of Musical Works”.

Among the signatories was CIAM executive committee member, Jean-Marie Moreau, who is also vice president of SACEM and honorary president of SNAC.

事例3・MPA書式「著作権契約」をどう交渉するか

- 作曲家Aさんは、C音楽出版社から、MPA書式の「著作権契約」を受け取りました。

ここに書かれてある条件は、協議もなく一方的に書かれているものですが、パートナーシップの観点から、どこをどう変えていったらいいでしょうか。

MPA会員用

著作権契約 **SAMPLE**

作品名 「
」 (以上1曲)

【著作者 作曲家 署名
作曲者 署名
共名 ご実名(=本名)】

①著作者ご本人が著作権者の場合
上記、実名欄と同じく本名
②事務所等へ譲渡されている場合
譲渡先の社名等を記入

上記の著作権者(以下「甲」という)と
(以下「乙」という)は、上記の作品(歌詞・楽曲を含む作品全体をいい、複数の場合は包括し、以下単に「本件作品」という)を構成する上記著作権者の創作に係る著作物(以下「本件著作物」という)の著作権(以下「本件著作権」という)の譲渡に関し、以下の通り契約を締結します。

第1条 (目的)	本件作品の利用開発を図るために著作権管理を行うことを目的として、甲は、本件著作権を、以下に定める諸条項に従い、乙に対し独占的に譲渡します。なお、本件著作権が本件作品の著作権に占める割合は <input type="text" value="100%"/> とします。
第2条 (保証)	甲は、乙に対し、本件著作物が上記著作権者の創作による完全な著作物であること、及び本件著作物の著作権者として乙がこの契約を締結するに必要かつ充分な権利ならびに能力を保有していることを保証します。また、甲は、本件著作権に関し現在または将来なんら不利な要求が第三者より起こらないこと、及び万一そのような事態が生じた場合には、第三者からの一切の要求に対し、責任をもってこれを償還し、乙になんらの支障・損害を考えないことを保証します。
第3条 (地域及び期間)	(1)この契約に基づき、甲が乙に対して譲渡する著作権の譲渡地域は、日本を含む全世界とします。 (2)契約期間は、 <input type="text" value=""/> 年 <input type="text" value=""/> 月 <input type="text" value=""/> 日から、 <input type="text" value=""/> 年 <input type="text" value=""/> 月 <input type="text" value=""/> 日までの10年間とします。 (3)前項の契約期間の満了する日が明らかである場合は、契約期間満了の3ヵ月前までに甲または乙より文書による反対の意思表示がない限り、この契約は、自動的に <input type="text" value="10"/> 年間延長されるものとします。その後の延長についても同様とします。
第4条 (譲渡の範囲)	(1)この契約に基づき、甲が乙に対して譲渡する著作権は、複製権(出版権、録音権、映画録音権等)、上演権、演奏権、上映権、公衆送信権、伝送権、口述権、翻訳権、貸与権、著作権法第27条及び第28条に規定する権利、その他有形的複製あるいは無形的利用のいずれにかかわらず、現在及び将来において甲が有する一切の文分権及び著作権に基づき発生するいかなる権利をも含むものとします。 (2)乙は、本件著作物に関し、前項に定める権利を排他的に行使し、第三者にその使用を許諾して使用料を徴収し、また、外国の音楽出版者に対して特定の地域内・特定の期間に限り、再譲渡することができるものとします。
第5条 (甲及び乙の協力義務)	甲は、乙が本件著作権の移転登録を行うに必要な一切の事項に関し、乙に協力義務を負うものとします。なお、契約期間の満了または契約の解除によりこの契約が終了した場合には、乙は、甲に対し同様の協力義務を負うものとします。
第6条 (著作権管理の方法)	(1)乙は、本件著作権について、以下に定める方法で管理を行うものとします。但し、日本国外地域については、乙の判断により、外国の音楽出版者または外国の著作権管理団体に著作権管理を行わせることができるものとします。

事例3・MPA書式「著作権契約」をどう交渉するか

第3条(地域及び期間)

- (1)この契約に基づき、甲が乙に対して譲渡する著作権の譲渡地域は、**日本を含む全世界**とします。
- (2)契約期間は、**年 月 日から**とします。
- (3)前項の契約期間の満了する日が明らかである場合は、契約期間満了の3ヵ月前までに甲または乙より文書による反対の意思表示がない限り、この契約は、**自動的に 年間延長**されるものとします。その後の延長についても同様とします。

- ・契約年数—著作権存続期間中の危険性、「10年」の妥当性
- ・延長期間—「10年」となっている場合などに注意

【延長期間に関するMPAによる解説】

長さとしては、基本期間(最初の契約期間)と同じにする場合、その半分程度にする場合などが考えられます。10年を超える契約のときは、延長期間をある程度長めに設定しても第20条第4項と第5項の規定があるので甲の理解が得られるのではないのでしょうか。

事例3・MPA書式「著作権契約」をどう交渉するか

第20条(契約の解除等)

- (4) この契約第3条第2項の契約期間が10年を超える場合においては、乙は、乙及び丙から甲に支払われた著作権使用料の合算額がごくわずかであることが連続した場合で、甲の請求があったときは、本件作品の利用開発の方法に関する協議に応じなければならないものとします。但し、甲の請求がこの契約締結日から10年が経過していない場合または本項に基づき最後に行われた協議の日から 年が経過していない場合は、この限りでないものとします。
- (5) 甲は、前項の協議を経た上で、乙及び丙から甲に支払われる著作権使用料の合算額について、当該協議が終了した日の属する年の翌年から連続した 年間の当該使用料の合計額が 円に満たない場合には、乙との協議を経て、この契約を解除することができるものとします。

→10年を超えなくても利用開発状況の開示は当然する義務がある(第1条「目的」、第14条「本件作品の利用開発」参照)のに、一定の場合のみにしか「協議」ができないかのような条文になっている—前述のReversion条項を参考に修正する交渉の必要性

→(5)の空欄部分は、実務上「—」とされ、記載されないことが多い

事例3・MPA書式「著作権契約」をどう交渉するか

【第20条(契約の解除等)に関するMPAによる解説】

- 前項の協議を行ったにもかかわらず、なお使用料の発生が少ない状態が続いた場合には、甲は乙と協議のうえこの契約を解除することができるという、乙にとっては大変に厳しい規定です。

(中略)

- 年数は1年では短すぎると思いますし、5年を超えると長すぎると思います。また、理論上、前項で定めた期間(年数)より短くする必要があるでしょう。金額は前項の協議の終了した日の翌年の1月1日から設定した年数の間の合計額です。年数を長く設定すると金額もその分多くする必要があります。
- なお、このときの協議で乙が具体的な利用開発プラン(例えばカバーレコーディングの企画が決定していることなど)を提示し、甲が同意すれば契約を継続することができます。協議の結果は文書に残す必要があるでしょう。

シンク(シンクロ) ディールの重要性

- シンクディールとは？
 - 映画、CM、TV番組、ゲーム etc.
- 海外の実務と日本の現状
 - シンクエージェント、Music Supervisorとは
- 成約のための工夫
 - Database、露出
 - 関係権利者の理解、意思決定、pre-clearance

交渉に応じてもらえない場合の対策

- 公正取引委員会とは

- 独占禁止法、下請法上、フリーランス法等を取り扱う組織

- 立場の弱い作家が、一方的な条件を押しつけられたときは助けてくれる

- ECSA提言のように「匿名通報」するには公取が一番

- 2024年12月発表の公取報告書がもたらす意味

- (令和6年12月26日)音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査報告書（クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査）について

- https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241226_geinou.html

契約違反による解除—利用開発が十分に行われていない場合

「終了権」「取消権」一法改正の必要性

・米国の「終了権」

職務著作物以外の著作物の場合、1978年1月1日以後に著作者が遺言以外の方法によって行った、著作権またはこれに基づく権利の移転または独占的もしくは非独占的な使用許諾の付与は、以下の条件において終了する（中略）

権利付与の終了は、権利付与の実施の日から35年後に始まる5年間にいつでも行うことができる。また、権利付与が著作物を発行する権利にかかる場合、上記期間は、権利付与に基づく著作物の発行の日から35年後または許可の実施の日から40年後のうち、いずれか早く終了する期間の最終日から起算する。

・EU著作権指令22条の「取消権」

加盟国は、著作者または実演家が、排他的に著作物または他の保護対象物について有する権利をライセンスまたは譲渡した場合、その著作者または実演家は、当該著作物または他の保護対象物が利用されていない場合に、ライセンスまたは権利の譲渡の全部または一部を取り消すことができることを保証しなければならない。

（CRIC-著作権情報センター・著作権データベースの記載から引用）